



行政書士 MAP

第 15 回：防災コンサルタント行政書士

福岡県行政書士会

広報部発行

行政書士は扱う業務が幅広い仕事。そのため一人ひとりの得意分野や仕事の流儀、人生の背景も実に多様です。「行政書士 MAP」では、福岡県行政書士会の会員の中から、話題の行政書士やさまざまな活動を行う行政書士をご紹介します。

第 15 回は、元消防士で現在防災コンサルタントとしても活躍中の『身吉行政書士事務所 身吉 正光会員』を訪ねました。

広報部(以下「広」): 身吉会員、本日は取材に応じていただきありがとうございます。身吉会員は、以前は消防士をなさっていたと聞いています。まずは、行政書士になられた経緯をお聞かせいただけますか。

身吉会員(以下、「身」): 消防士としては 30 年間勤務しました。49 歳の時に退職したのですが、事務方の業務も長く経験していたことで行政書士資格を得ることができました。(※1)

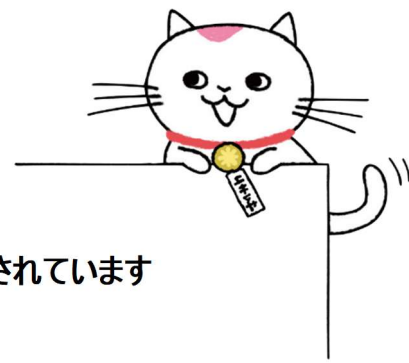
退職して独立した理由はいくつかありますが、一つ、大きかったのは、定年までの時間を組織の中だけで終えてしまうのはもったいないという思いです。人生 100 年時代と言われていますが、心も体も健康で、さまざまなことに取り組めるのは 65 歳くらいまでじゃないかと自分の中で考えています。50 歳を目前にして、後 15 年、公務員としての生活だけではなく、違った世界を見てみたいと思ったんです。

消防職員時代は、レスキュー隊での隊長業務や、副署長業務、防災の講演の講師や、事務方で書類を審査する経験もたくさん積んできました。ですから、退職後はそういった経験を活かして、防災の普及啓発活動の仕事に取り組んでいます。

広: 現在、具体的には、どのような業務をなさっていますか？

身: 今多いのは、介護などの福祉事業所、医療機関やイオンモールのような大型商業施設の防災コンサルと BCP (Business Continuity Plan)、業務継続計画の作成支援です。

そういった事業者には、消防法に基づく申請や消防計画など、たくさんの手続きが義務化されていて、そういった計画の作成支援や届出の代行も得意分野だと思います。消防職員時代は、審査をする側だったので。



広:BCP は最近、介護の事業者などに対する義務化によって注目されていますね。詳しくお聞かせいただけますか？

身:BCP というのは、あらゆるリスクに対して、業務をストップさせず継続させる、もしくは早期に復旧するための計画のことです。

アメリカやイギリスでは 1970 年代から取り入れられていた仕組みで、2001 年のアメリカでの同時多発テロの際に広く知られるようになりました。日本でも 2011 年の東日本大震災などを経て取り入れられ、介護や障がいの事業者は、2024 年に義務化されました。自然災害や感染症の流行に対して計画をきちんと作成し、研修と訓練をしておかないと報酬が減額されてしまうんです。

今日本でも、毎年のように大きな自然災害が起きています。新型コロナウイルス感染症の流行時にも、病院や福祉事業所では対応に苦心し、さまざまな混乱が起きました。そういったことを踏まえて、人の命に関わる事業を止めずに、乗り切るための計画を立てて、訓練をして、備えようということになっています。

広:身吉会員の強みが活きる業務ですね。依頼を受ける際、心がけているのはどんなことですか？

身:例えば同じ介護の事業者さんでも、訪問型なのか施設型なのかで、ハザード等を確認する範囲や有事の際に必要な計画の内容は全然違いますよね。例えば、訪問型なら利用者宅のハザードまで把握しておく必要があります。なので、事業者さんの規模や業態に応じてオーダーメイドで計画を作るようなものです。ですから、事業者さんの必要としていることをきちんと聞き取り、最適なりスク管理をできる計画の提供が一番大切だと思っています。

あとは、なるべくシンプルな計画にすることも大切です。私は実際に事業所や医療機関での訓練も担当させていただきますが、皆さんとてもお忙しい中での研修です。あまりに細かすぎる内容だと、頭に残りませんし、非常時に役立てることができません。



本当に必要な内容をできるだけシンプルにお伝えして、災害発生時の超急性期と言われる 1 日～3 日目くらいを乗り切ってもらおう。計画も、そこで役立つことを重視して作成しています。

広:事業者さんとしては、身吉会員の経歴から、いざという時に駆けつけてくれるイメージがありそうですね。



身:もちろん、できる限りのサポートはします。ただ、同時にたくさんの事業者さんのところへは行けないので、基本的には私が現場にいないことを大前提にしてください、とお話します。それぞれの施設に防災の担当者がいるので、その方を中心として乗り切る仕組みを作ることが私の仕事だと思っています。

現場へ足を運ぶ以外にも、代表者や管理者の方、防災担当者の方と私とで連絡先のグループを作り、リアルタイムで情報を共有していくなど、さまざまな方法でサポートをします。緊急時でなくても、風水害などの注意喚起で情報を共有することはたびたびありますよ。

私自身は、レスキュー隊に17年いました。隊長もやりましたが、その時に必ず最初に伝えていたのが、まず自分を守ること。次に隊員を守ることでした。

もちろん、要救助者の方を助けることは最重要事項ですが、自分の身を守ることが最優先です。映画のように自分の身を顧みず救助、という風になってしまうことは絶対にあってはならないと。

私の消防人生でも正直、何回か経験があります。自分自身も危険になる状況があったのですが、私が負傷をしたら次の救助活動にはもう入れません。そうすると、その次の要救助者さんにはもう向き合うことができなくなるかもしれないわけです。さらに、救助隊は全員で活動することで、十分な救助活動ができるものなので、誰かが欠けてはだめなんです。

いい救助活動をするためには、自分たちの安全をまず確保することが大切です。最初に状況評価、例えば交通事故の現場なら、事故の規模はどのくらいか、ガソリンは漏れていないのかなど、最初に危険の管理をして救助に入っていきます。そうしないと、いきなり要救助者に飛びついて、ガソリンに引火をして爆発したら大変なことですからね。

BCPの研修や訓練でも、それはお伝えします。「ご自身と周りのスタッフが安全を確保することが最初です」と。そうすることで、適切に患者さんや利用者さんに対して適切な対応を行うことができますよと。。



広:身吉会員は、東日本大震災の際現地の最前線で救助活動をされ、コロナウイルス感染症の際も副署長として業務にあたられたそうですね。だからこそ、のお言葉ですね。

ただ、一般の行政書士には、訓練まで担当することは難しい気がします。

身:確かに、消火器を使った消火訓練などは難しいかもしれませんが、BCPの訓練に関しては、行政書士がサポートできると思います。



例えば、「もし今 3 時間停電したら、どうですか？」という想定で何をすべきかを考えてみると、さまざまな意見が出てきます。「電気がないと機器が止まってしまうから、発電機は絶対に必要」「暖房が止まるのであれば、毛布の準備がいる」「トイレも使えないから、簡易トイレを準備しておかないと」。こういったことを考えることが、すでにシミュレーション訓練の一つになります。

行政書士が作成した BCP、業務継続計画について、事業所の方が理解、実践できるようにすることが大切です。計画について、難しい内容ではあっても、実際使う方にはできるだけ、分かりやすくお伝えする方が緊急時に役立ちますよね。いざという時に、人はそんなにたくさんのことは実践できないので。

福祉や介護の事業所を開設しようとする際の、指定を受ける手続きについては、行政書士の業務として一般的ですよ。そういった形で事業者さんに関わる中で、BCP や消防計画の作成などについてもサポートをしていくことで、事業者さんも助かります。難しく考えてしまいがちですが、行政書士が役立てることがまだまだあると思います。

広:そうですね。福祉の分野は、これからもっとニーズが高まる分野かもしれませんね。身吉会員の業務は、前職のつながりからのご依頼が多いですか？

身:そうですね。消防職員時代の知人からお話をいただくことも多いです。後は、防火防災協会や社会福祉協議会、市町村からご依頼をいただいて、防災研修の講師をすることもあって、それがご依頼につながることもあります。

ご依頼をいただいている事業者さんが運営している認知症カフェにボランティアで参加したことから、ご依頼をいただいたこともありました。

広:初仕事は、やはり防災関係でしたか？

身:いえ、知人から遺言書の相談を受けたのが初仕事でした。遺言の業務はまったくの未経験でしたし、行政書士登録もまだ結果待ちだったので「俺でいいと？」って聞いたんですが、登録が終わるまで待って、依頼してくださいました。

その依頼の際には、地域の後輩がたまたま相続業務を専門としている行政書士だったので、相談したら共同受任にしてくれて。彼がいてくれたことで、沢山の行政書士や事務局の方とも早い段階で関わりを持てましたし、彼のプロ意識の高さからも多くの



ことを学ばせてもらいました。30 年間公務員だったので、民間人として、行政書士として依頼人に向き合う姿勢など、参考になる点がたくさんありました。ある意味、私のメンターですね。今でも、親しく付き合っています。

広:そういった方が近くにいると心強いですね。最後になりますが、今後の業務について、展望などお聞かせ願えますか？

身: 防災関連の業務を主軸にして、遺言や相続、任意後見なども現在はウエイトが高くなってきています。防災関連の依頼をいただいた事業者さんから、遺言や後見のご相談につながることもあって。国際業務についても、ありがたいことにご相談があって、申請取次行政書士(※2)にもなりました。

ただ、今自分だけでは手が回らない部分もあって。息子が補助者登録をしたので、これから手伝ってもらおうと思っています。

広: 頼もしいですね。今後は、息子さんも加わってますますご活躍ですね。今日は、ありがとうございました。

※1 行政書士法第2条6号に基づき、国又は地方公共団体の公務員として行政事務を通算20年以上(17年以上の場合も)担当した場合、行政書士の資格を得ることができる。

※2 出入国管理に関する一定の研修を修了し、申請人に代わって申請書等を提出することが認められた行政書士



～行政書士プロフィール～

身吉 正光(みよし まさみつ)

登録年月日: 令和5年7月15日

事務所所在地: 田川市大字奈良 192 番地 7

この記事は令和7年10月1日の情報です